

守秘義務、負担は重く

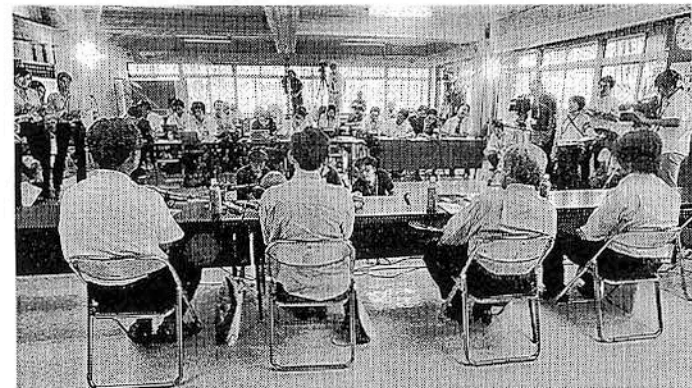
裁判員制度開始から二十一日で一年。二十日までに五百三十人が判決を受けた。最高裁長官は「よいスタートが切れた」と話すが、施行前に国民の八割が嫌がっていた状況は変わっていない。煩雑な作業から裁判は遅れ気味で、その「滞留」に裁判所職員も悲鳴を上げていた。残る手段はさらなる裁判の迅速化だが、それは足利事件などで訴えられた冤罪防止の流れに逆行しかねない。



百九十九人。今年一月、裁判員が開かれていなか

に最高裁が発表した今年度の裁判管内にも「経験の裁判員名簿に登録された者」がいたのだ。た三十四万四千余人のうち、最高裁広報は「調査票から客観的な数字をまとめた。前年に裁判員が補充された裁判員に選ばれたとして、公表した。おかしな数字、少し考えれば、か否かの評価は数字を見れば分かる。九十九人の大半は勘違いか、避けたい一心でウソを書いたのだから。調査票に基づいて、最高裁は各種調査に基づいて、裁判員や補充裁判員の経験者数は千人弱。PRしている。でも、その名簿登録者は約一億人の数字を検討すると、前名簿登録者から無作為で選ばれる「経験者」のような選ぶが、確率では前年度より半分以下に落ちる。例の経験者は数人。例えば、選任手続きの出席率。昨年は84%と高かった。集計時点で裁判率。昨年は84%と高かった。

高出席率もカラクリ



昨年9月、裁判員裁判を終え、記者会見する裁判員と補充裁判員(手前)＝山口市

たという。だが、市民が「ぼし」をしている。高参加せざるを得ない」と前向きかというところ、出席率のからくりは残った。「前向きな人」を分母にしていること。呼び出し状と質問票を送る。出席率は四割程度だ。先月十六日に公表した由なく感じないという過料を。全国意識調査も読み方次第で変わるが、「病気」など第1回回答者の80.2%が「仕事が忙しい」などと答えた。裁判員裁判に「参加した返答した人の辞退を幅広く認めた。事実上の「お目くれない」。「義務であれば出席せよ」というような、高出席率もカラクリ

裁判員1年「好調」は本当?

裁判員裁判の概況 (2010年5月20日現在、最高検調べ)

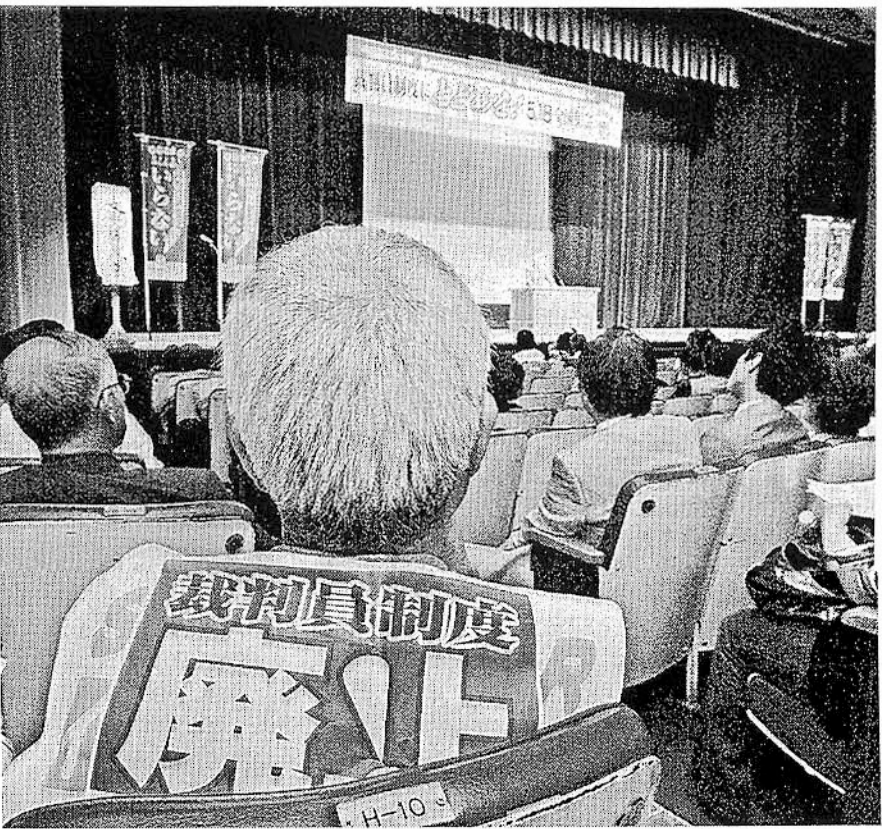
判決言い渡し人員	530人
無期懲役	8人
有期懲役	522人
・実刑判決	429人
・執行猶予	93人
(うち保護観察付き)	53人
起訴件数	1881件
今後7月末までに判決終了予定	934件

「消極」8割減少せず

「裁判員は経験も知識も異なる。議論の進め方によっては誤解も、混乱もする。改善策を練る検証は絶対に必要。個人の匿名性の確保は必要だが、それ以外は公開しても害はないはずだ」

最高裁は裁判員になった人の96.7%が「よい経験」と答えたことを「好調」の根拠とする。だが、岐阜県の裁判員経験者は「人質が犯人に好意を寄せてしまう」「ストックホルム症候群」と似ている。最初は裁判所に反感を抱いても、職員は気遣ってくれるし、密室で顔を付き合わせていると裁判官に情もわく」と振り返る。「よい経験」も、のど元過ぎればさういふ意味。もつやになくてすむが実感だ。懸念された感情論の危うさも散見した。裁判員らは記者会見で「(被告の話)聞いていてむかつく」(昨年十一月、仙台地裁)、「(判決)に対して、被告から)ケチをつけられた」(今年一月、東京地裁)などと発言。これが「市民感覚」なのだろう。

終わったから「よい経験」



裁判員制度の廃止を求めて開かれた集会＝18日、東京・日比谷公会堂で

かねない」という。被告にとつてのリスクを抱えたまま、制度は始動した。それでも結局、「弁護側と検察側が公判前整理手続きで攻防を繰り広げ、時間がかかっている」(同弁護士)。しわ寄せから迅速化の号令は法廷でも響く。ある裁判員経験者は矛盾を残し、公判を進める裁判長に疑問をとなえた。だが、返事は「割り切った進めないと。裁判は次から次にある。間に合わない」だった。その結果「裁判員は刑の重さを決めるためだけにいる」(ある弁護士)状態だ。では、この「滞留」はどう解消されようとしていくのか。今年一月、各地の検事長や検事正を集めた会合で、検事総長が「公判前整理手続きの迅速化」とハッパを掛け、一部は「一部は裁判所では、弁護側は個人。圧倒的な力の差がある。弁護記録に残らない簡略な側が主張・立証の詳細を「進行協議」を増やし、事前に明かせば、検察側正式な手続きは一回だけ証人や証拠をつぶさる」という提案も出ていると

事件は滞留 審理「迅速化」加速へ 冤罪阻止に逆行

かしい」と話す。足利事件に代表されるこの「滞留」状態。制度の相性も悪そう。最高裁の職員の。ある地裁は二十日、裁判員制度導入後に起訴された被告のうち、約三割に判決が出たと発表した。つまり、七割が残っている。裁判員裁判では、裁判に「難しい事件を後回し

「市民感覚」

検察審査会と裁判員制度は「市民感覚」なる点で似ている。その審査会で「起訴相当」と断じられた小沢一郎氏は「昨年夏、政権をとれば、裁判員制度の見直しも」と言った。でも、裁判員どころか夫婦別姓、個人通報制度など法務省の改革は少しも進まず。二度目の検審が始まる。目は覚めたらどうか。(牧)